

紀の川市指定介護サービス事業者代表者 様

紀の川市福祉部高齢介護課長
(公 印 省 略)

介護職員等処遇改善加算に係る届出について (通知)

平素は、紀の川市高齢介護事業に格別なご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、紀の川市から指定を受けている事業所が令和 8 年 4 月または 5 月から介護職員等処遇改善加算 (以下「処遇改善加算」という。)を算定する場合 (前年度から継続して算定する場合を含む) は、下記期日までに届出を行う必要があります。

計画書の様式については、市ホームページ及びきのくに介護 de ネットをご確認いただき、届出に際し、遺漏のなきようお願いいたします。

また、令和 8 年度介護報酬改定において、新たに居宅介護支援、介護予防支援サービスが対象となります。改定は令和 8 年 6 月に実施される予定ですが、計画書においては改定後も含む (令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月) 計画を作成いただく仕様となっておりますのでご注意ください。

記

(提出期日)

令和 8 年 4 月 15 日 (水) ※厳守

※同一法人内において、令和 8 年 6 月から新たに処遇改善加算の対象となるサービスに係る処遇改善計画も併せて提出してください。

※居宅介護支援、介護支援サービスのみ運営している事業者等において、新たに、6 月から処遇改善加算を算定する場合は令和 8 年 6 月 15 日 (月)までに提出してください。

(提出方法)

・電子申請届出システム (その他提出方法についてはご相談ください)

(提出書類) ※様式は市ホームページ及びきのくに介護 de ネットをご確認ください。

① 処遇改善計画書

② 介護給付費 (介護予防・日常生活支援総合事業費) 算定に係る体制等に関する届出書

③ 介護給付費 (介護予防・日常生活支援総合事業費) 算定に係る体制等状況一覧表※

※ 6 月分からの体制状況一覧表については様式が異なりますのでご注意ください。

※ 4 月 (5 月) から新たに加算を算定する場合または加算区分に変更がある場合は、体制状況一覧表を 4 月 (5 月) 分と 6 月以降分それぞれの届出が必要です。

※ 4 月 (5 月) から新たに加算を算定する場合または加算区分に変更がない場合は、6 月以降分のみの体制状況一覧表の届出が必要です。

(様式について)

○ 地域密着型サービス事業の場合

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）※
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）※

○ 介護予防・日常生活支援総合事業の場合

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙50）※
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（様式1-4）※
- ※A2・A6用、A3・A7用があります。

○ 居宅介護支援サービス事業の場合※2

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）※
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）※

○ 介護予防支援サービス事業の場合※2

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）※
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2）※

※ 様式については市ホームページよりダウンロードしてください。

※ 6月分からの体制状況一覧表については様式が異なりますのでご注意ください。

※2 居宅介護支援、介護支援サービスのみ運営している事業者等において、新たに、6月から処遇改善加算を算定する場合は令和8年6月15日（月）までに提出してください。

(提出に係る留意事項)

ア 指定権者が異なる複数の介護サービス事業所等を計画の対象とした場合は、それぞれの指定権者に書類を提出する必要があります。

イ 介護サービス事業所等を複数運営する事業者である場合、「介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等状況一覧表」については、サービスごとに別々に作成してください。

ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービス及び介護予防サービスについては、一括して作成することができます。（介護保険事業所番号が同一の場合）

ウ 令和7年度に処遇改善加算等を算定している事業者が、令和8年度に加算の算定を行わない場合は、サービス毎の体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表を速やかに提出してください。

紀の川市福祉部高齢介護課

TEL : 0736-77-0980

Email : k070600-001@city.kinokawa.lg.jp